

第115回

奈良国際文化観光都市建設審議会

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

生産緑地地区の変更（案）について（市決定）

生産緑地地区とは

目 的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものです。



概 要

◆生産緑地地区の指定〈生産緑地法第3条〉

市街化区域内にある農地等で、次に該当する一団の区域について都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 二 500平方メートル以上の規模の区域であること。
- 三 営農の継続が可能な条件を備えていること。

◆生産緑地の管理〈生産緑地法第7条〉

生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

◆行為の制限〈生産緑地法第8条〉

次に掲げる行為については、市長の許可が必要。市長は当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となる施設で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り許可。

ただし、公共施設等の設置又は管理に係る行為等については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

◆生産緑地の買取りの申出〈生産緑地法第10条〉

生産緑地に指定されてから30年経過したときや、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたときは、随時、市長に対して生産緑地の買取りを申出することができる。

計 画 書

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（奈良市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 1 0 0 . 9 2 h a	地区数 6 1 0 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

公共施設の敷地の用に供されたもの、生産緑地の買取り申出により行為制限の解除に至ったもの及び交換分合によるものを追加・削除するため、所要の変更を行うものです。

生産緑地指定総括図

